

新市建設計画

師勝町・西春町合併協議会

平成26年3月変更
北名古屋市

＜ 目 次 ＞

1. 序論	1
1－1 合併の必要性	1
1－2 計画策定の方針	4
2. 地域の概況と課題	5
2－1 地域の概況	5
2－2 住民要望	14
2－3 主要課題	16
3. 主要指標の見通し	18
3－1 人口・世帯	18
3－2 就業人口	19
4. まちづくりの基本的な考え方	20
4－1 まちづくりの基本理念	20
4－2 新市の将来像	20
4－3 まちづくりの基本方向	21
4－4 土地利用方針（ゾーニング）	24
5. 新市の施策	27
5－1 施策の体系	27
5－2 主要施策	28
6. 新市の重点プロジェクト	40
7. 新市における愛知県事業の推進	44
8. 公共施設等のあり方	45
9. 財政計画	46

1. 序論

1-1 合併の必要性

師勝町と西春町との合併の必要性は、以下のように整理できます。

(1) 地方分権時代に対応できる自立自治体づくり

日本の地方自治は、市町村が中心ですが、市町村はその規模にかかわらず、原則として同じ権限が与えられています。一方で、地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が大幅に見直され、大幅な権限の移譲が進められています。このような背景から、大きくなった権限に見合った体制の整備が必要となっています。市町村は、生活関連の行政サービスの総合的な担い手、つまり、基礎自治体として、与えられた権限に見合う体制を備えなければなりません。このためには合併によって、ある程度の規模の市町村となることが必要だと考えられています。

また、地方分権は自立した自治運営を求めています。そのためには、これまで以上に住民、コミュニティ組織、NPOなどの団体と行政が協働してまちづくりを進めることが必要です。少子・高齢化が進む中、地域における住民サービスを担うのは行政のみでは不可能です。住民やコミュニティ組織、NPOその他民間セクターと協働する、新しいまちづくりの仕組みが必要ですが、こうした取り組みには、一定以上の規模が必要と考えられます。こうした理由から合併が求められています。

(2) 高度な行政サービスの提供

専門的知識を有する職員は、地域住民に高度な行政サービスを提供する上で重要な存在です。例えば、不登校児童生徒の学校復帰に適切に対応するために臨床心理士が必要ですし、障害者の適切なリハビリの実施のための作業療法士・理学療法士、計画的なまちづくりの推進のためには建築技師や都市計画技術者などの専門職が必要です。また、活力ある地域づくりのために産業政策が重要ですが、商工会依存を脱却した役割分担のもとでは、独自スタッフにも専門的知識が必要です。

こうした専門的かつ高度なサービスを提供する職員を配置するには、ある程度の自治体の規模が必要とされています。現在のそれぞれの町程度の人口規模では、必要な専門職員を配置することは困難です。

2町が合併することによって、専門職の配置が可能となり、専門的で高度な行政サービスを提供できる自治体へ脱皮できます。

(3) 行政の効率化

行政サービスでは、障害者や高齢者福祉、児童福祉、保健事業のようにできるだけきめ細かく専門的に対応していくことが求められる分野がある一方で、下水道や道路の整備、災害対策、産業振興、環境対策など、ある程度以上の規模で実施した方が効率的な分野があります。2町の合併によって、これらの事務事業はより効率的に行われるようになります。

また、事務部門でも総務、議会、教育委員会、土木、産業振興及び環境関係などの部局の再編によって業務の合理化、効率化を図ることができます。

(4) 財政基盤の強化への対応

高齢化社会の進展に伴い福祉費や保健費の増大が見込まれる一方、国の財政危機に伴う三位一体の改革による補助金の削減、地方交付税の圧縮が進められることから、ますます市町村における財政基盤の強化が求められています。

財政基盤強化の第一は、安定した税収の確保ですが、そのためには、都市基盤の整備や都市の魅力づくりなどを行い、企業活動の活性化、商店街の振興や交流人口の拡大などを図る必要があります。そのためには、多様な施策展開が不可欠ですが、合併により一定規模の人口や面積を確保することで、その可能性が高まっています。

また、今までの財政規模が倍増することによって、大型事業の実施や優先度の高い特定の分野への重点的投資が可能になり、大規模な事業が短期間に実施できるようにもなります。

(5) 行政経費の節減・効率化

国・地方合わせて約 700 兆円もの借金を抱え、財政改革が不可欠となっている今日、経費節減によって少しでも多くの財源を確保する努力が必要不可欠です。それには、日常的な行政の経費の節減、事務事業の効率的運営や民間委託の推進などの合理化への努力が必要ですが、小さい自治体ほど住民一人当たりの行政経費が割高になるということから、合併によってより規模の大きい自治体になることも、その一つの手段となります。

2町が合併すれば、議会議員や各種委員会委員の報酬、常勤の特別職や職員の給与などの人件費は確実に削減され、コンピュータの委託経費など管理部門経費の削減も行うことができます。しかも、こうした経費を削減したからといって決してサービスの低下を招くことはありません。また、行政施策の統合、整理合理化によって行政経費を大幅に削減することが可能になります。

(6) 事業の一体的推進

新市域は、駅を中心として生活圏が一体化しているにもかかわらず、2町の境界が複雑に入り組んでいるために、道路整備や駅周辺整備、排水対策などの面でさまざまな制約を受けたり、調整に時間と手間がかかりスムーズな事業展開を妨げてきた面があります。2町が合併することによって、こうした面での障害が除去され、一体的に推進すべき事業がスムーズに展開でき、合理的な行政運営が可能となります。例えば、西春駅前駐輪場の整備や管理運営、西春駅前整備計画、鴨田川の排水対策、徳重駅周辺整備、東西交通網の整備及び商業対策などが合理的・総合的に推進できます。

(7) 住民生活の利便性の向上

2町は歴史的、産業的に深いつながりを持っています。現在では、通勤、通学、買い物など、2町の日常生活圏は重なり合っています。行政面でも連携が行われてきました。合併によって、住民の行動圏や生活圏に合わせた行政体をつくり上げることは、より合理的で総合的な施策を展開する上で大きな意味があります。

また、現在、2町が設置している各種公共施設は、それぞれの町にはない独自の施設であったり、他市町村の住民の利用が制限されている施設などであったりしますが、2町が合併することによって、それらを選択して気軽に便利に利用ができるようになり、住民生活の利便性が拡大します。

1-2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づく市町村建設計画であり、師勝町及び西春町が合併して新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく新市の建設の根幹となる施策・事業を策定してその実現を図ることにより、2町の速やかな一体化を目指し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本的な考え方（理念・将来像・基本方向・土地利用方針）」、それを実現するための「新市の施策」、「新市の重点プロジェクト」、「新市における愛知県事業の推進」、「公共施設等のあり方」、「財政計画」を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、新市の基盤を形成するために、合併年度及びこれに続く15年度間を計画期間とします。

(4) 計画策定の留意点

計画の策定にあたっては、次の諸点に留意します。

- ① 計画は、2町の住民意向を尊重して策定します。
- ② 計画は、ハード面の整備だけではなく、ソフト面にも配慮したものとします。
- ③ 計画は、2町の現在の総合計画を十分踏まえながらも、新市の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられたものとします。
- ④ 本計画は、新市で実施すべき多くの事務事業がある中で、特に合併時点で想定する主要な方針等を掲げたものであり、詳細かつ具体的な内容等については、新市で策定する新市総合計画に委ねるものとします。
- ⑤ 新市の財政計画は、健全な財政運営に努め、地方交付税、国及び県からの補助金又は地方債等の依存財源を過度に見積もることのないようにします。

2. 地域の概況と課題

2-1 地域の概況

(1) 位置・面積

新市は、愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は豊山町、西は春日町、北は小牧市、岩倉市及び一宮市に接しています。東西約6km、南北約4km、面積は18.37km²と比較的小規模であり、ほぼ全域が名古屋市の都心部から10km圏内に位置しています。

中央部を南北に名鉄犬山線が運行しており、名古屋方面、犬山方面と結ばれていることに加え、名古屋市営地下鉄（鶴舞線）と相互乗り入れしているため、名古屋都心へのアクセスが極めて容易になっています。

また、西部に国道22号が走り、近隣に国道41号、国道302号、名神高速道路、名古屋高速11号小牧線、東名阪自動車道があり、名古屋空港へも近く、広域的にみても交通利便性の高い地域となっています。さらに国道22号上には名古屋高速16号一宮線が新たに建設され、今後更に交通網の整備が進みます。



図2-1 新市（2町）の位置

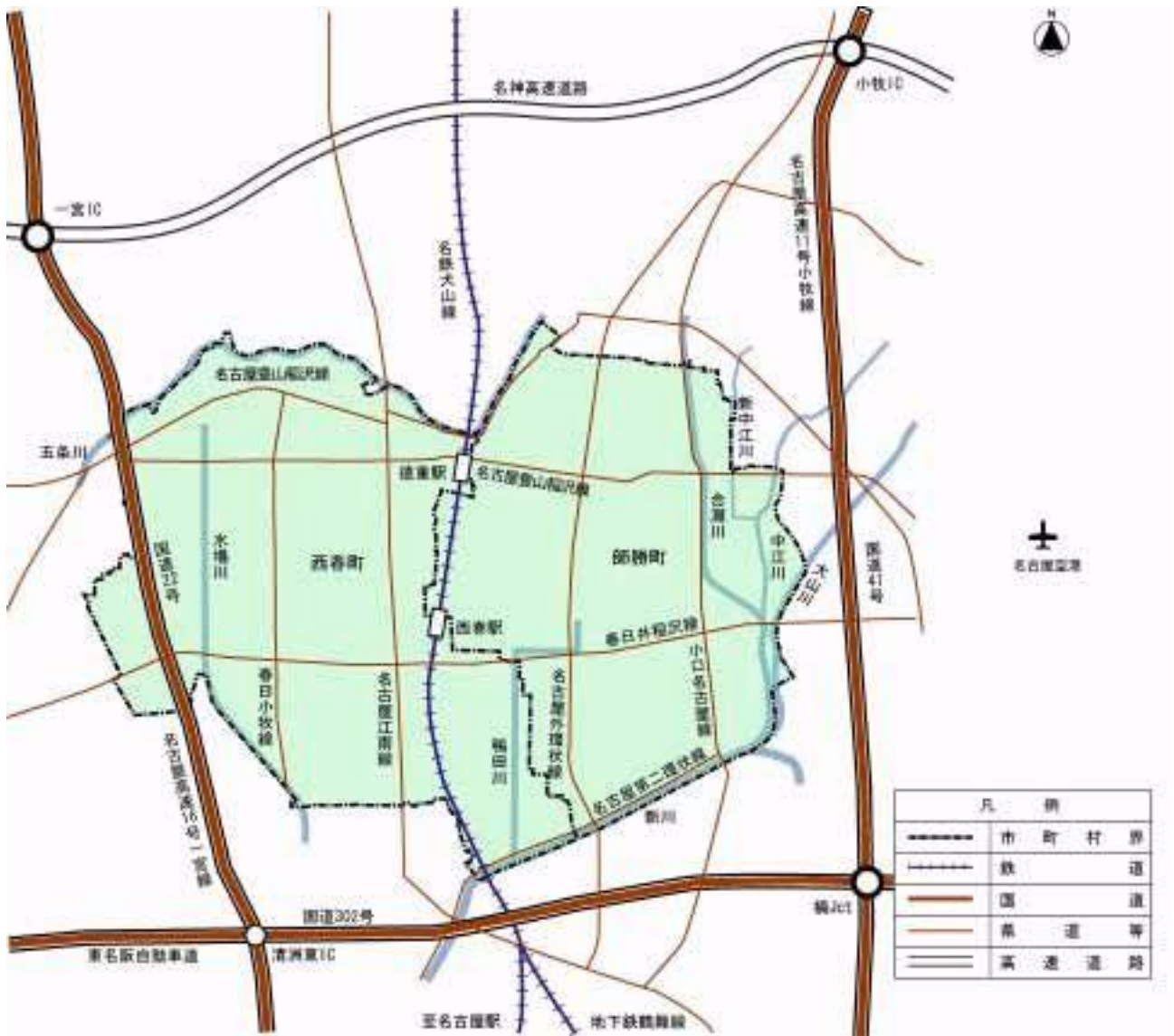
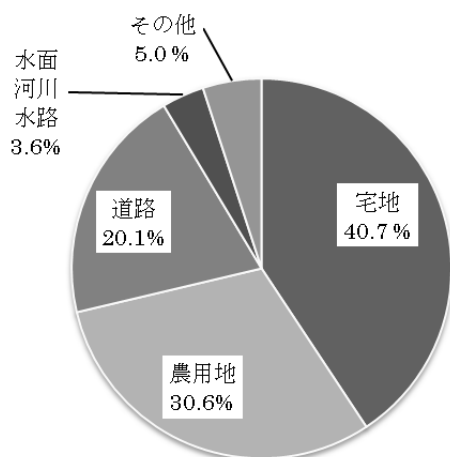


図2-2 広域アクセス図

(2) 自然環境

新市は濃尾平野のほぼ中央に位置し、地形は海拔5m前後と極めて平坦な地形です。域内には五条川、新川、合瀬川などの河川が流れ、うるおい豊かな空間となっています。

気候は、年間を通じて温暖であり、木曾川・庄内川などの沖積地に発達した生産性の高い肥沃な土地を利用して、古くから農業が発展してきました。農地では土地改良事業が行われ、南部と西部を中心に整然とした豊かな田園が広がっており、名古屋近郊にありながら農用地は新市域全体の3割を占めています。一方、近年は名古屋市のベッドタウンとして住宅地の造成が進み、4割が宅地となっています。



	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	1,837	100.0
宅地	748	40.7
農用地	562	30.6
森林・原野	-	-
道路	370	20.1
水面・河川・水路	66	3.6
その他	91	5.0

図 2-3 地目別面積

資料：平成 14 年度刊愛知県統計年鑑

(3) 歴史・沿革

古くから農業を中心に発展をしてきた2町は、明治初期には春日井郡に属し、20あまりの村に分かれていましたが、明治39年に師勝村及び西春村が誕生してほぼ現在の姿となりました。

大正元年に名鉄犬山線が開通、昭和30年代後半からは、名古屋都市圏の拡大とともに急速に人口が増加し、町制施行により昭和36年には師勝町、38年には西春町が生まれました。その後も名古屋市のベッドタウンとしての性格と、旧来からの都市近郊農業地としての性格を併せ持ちながら発展を続けています。

平成5年に名古屋市営地下鉄が延伸し名鉄犬山線に相互乗り入れたことで名古屋都心方面への交通利便性がさらに増し、幹線道路等の基盤整備も進んだことから、沿道型大型小売店の出店や工業立地が進み、近年は商業・工業面でも発展しています。

(4) 人口・世帯

平成 12 年の国勢調査では、2 町合わせて人口は 75,728 人、世帯数は 27,271 世帯となっています。高度経済成長とともに人口は急激な増加を続けてきましたが、近年はそのスピードが緩やかになっています。1 世帯あたりの世帯人員は、平成 2 年には 3.17 人でしたが平成 12 年には 2.78 人となり、単身、夫婦のみ世帯が増加しています。

年齢別人口をみると、0～14 歳の年少人口の割合は年々減少する一方、65 歳以上の老年人口の割合（高齢化率）が増加してきており、少子・高齢化が進行しています。しかし、平成 12 年での高齢化率は 11.8%であり、国（17.3%）や県（14.5%）などと比較してまだまだ低い水準にあります。

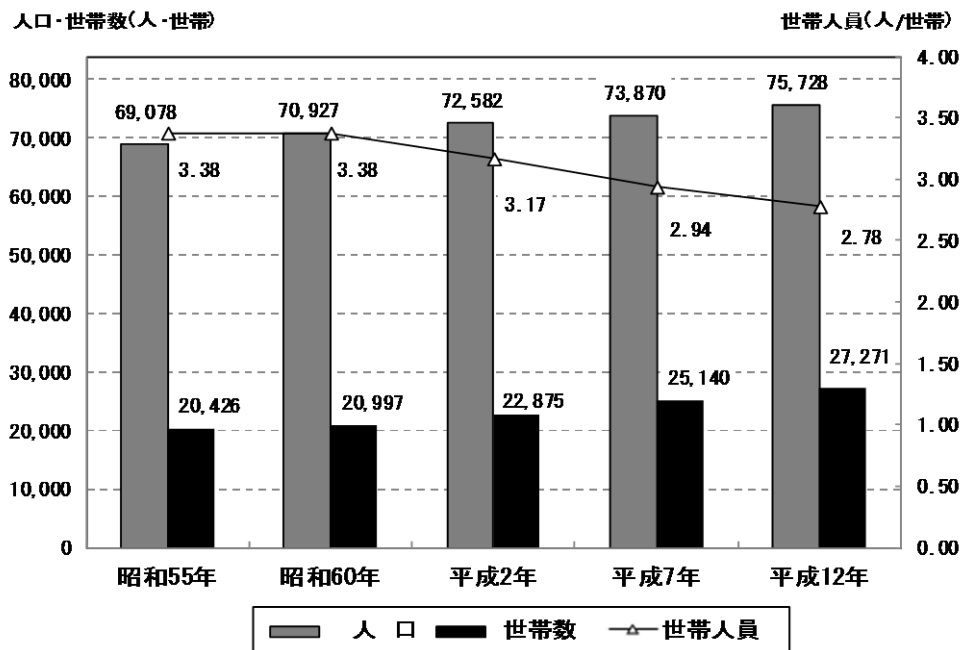


図 2-4 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

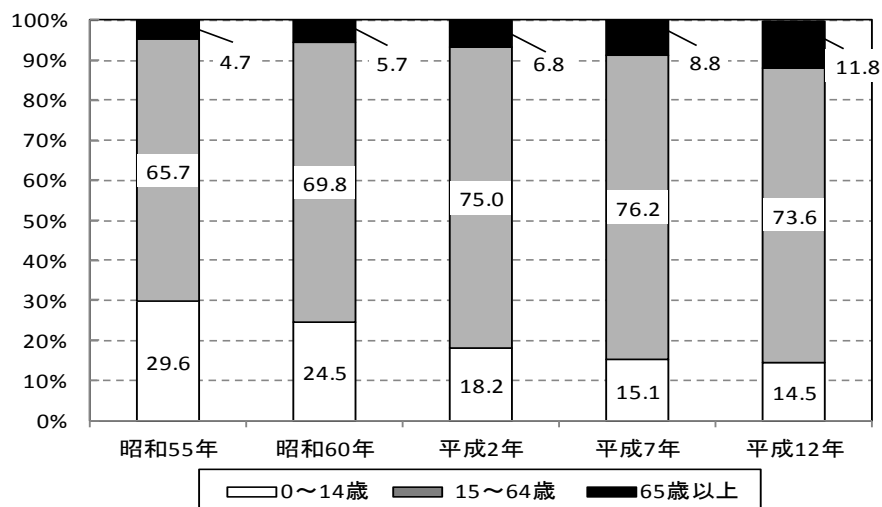


図 2-5 年齢別人口割合の推移

資料：国勢調査

(5) 産業

①就業構造

平成12年国勢調査による就業人口は42,371人（分類不詳を含む）であり、総人口の増加に伴い平成2年頃まで増加を続けましたが、近年はほぼ横ばいに推移しています。

産業別にみると、全体の6割強が第3次産業（卸売・小売業、サービス業など）の就業者となっています。第3次産業就業者が年々増加する一方、第1次産業（農業など）と第2次産業（製造業など）の就業者は減少傾向にあり、平成12年の第1次産業就業者は2.1%、第2次産業就業者は38.7%となっています。

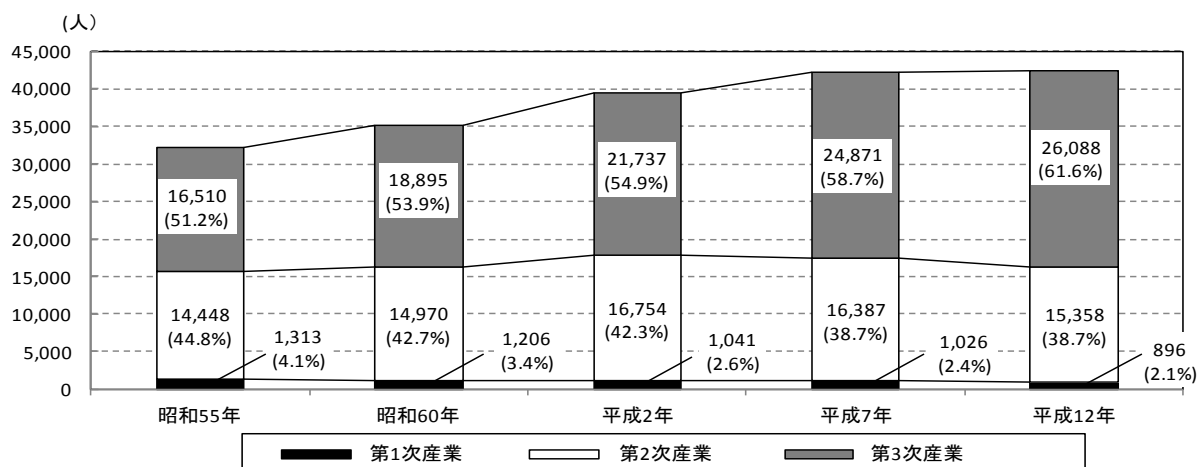


図2-6 産業別就業人口の推移

※分類不詳を除く 資料：国勢調査

②農業

当地域は古くから稲作を中心とした農村として発展し、近年は野菜栽培が中心となっていますが、農家数、耕地面積、農業産出額は、ともに減少傾向を示しています。平成12年では農家数は1,216戸、耕地面積は562ha、農業産出額は9.4億円です。

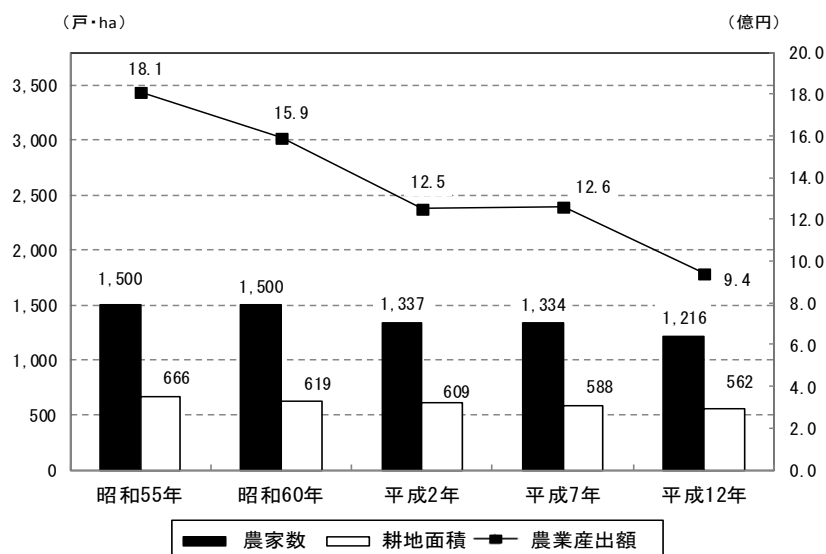


図2-7 農家数、耕地面積、農業産出額の推移

資料：農家数、農業産出額：農業センサス、耕地面積：愛知農林水産統計年報

③工業

事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は昭和 60 年から平成 2 年にかけて大きく増加しましたが、その後、製造品出荷額等は概ね横ばいに推移していますが、事業所数及び従業者数は減少に転じ、平成 12 年には事業所数は 395、従業員数は 7,726 人、製造品出荷額等は 2,124 億円となっています。

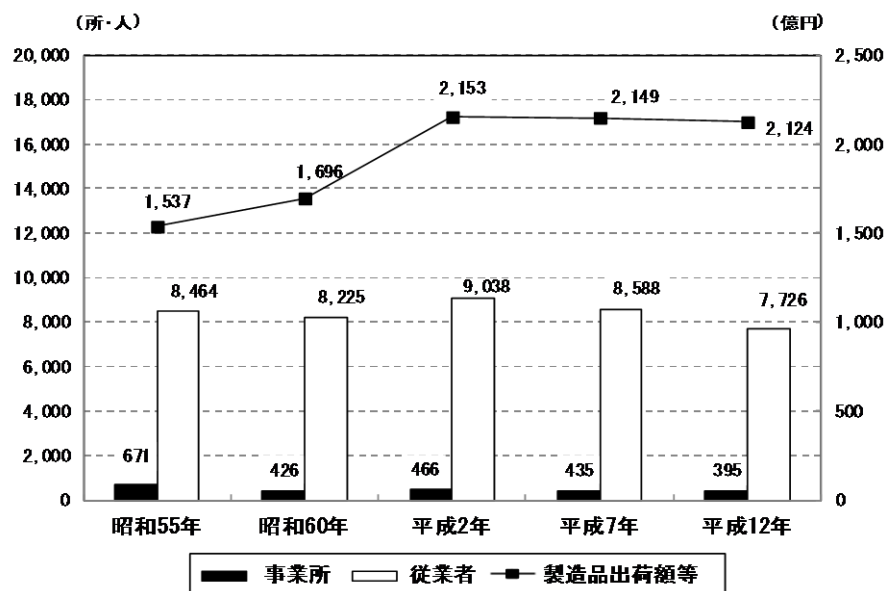


図 2-8 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料:あいちの工業

④商業

平成 14 年の事業所数は 815 店舗、従業員数は 6,345 人、年間商品販売額は 2,087 億円です。平成 9 年まではいずれも増加してきましたが、平成 11 年の年間商品販売額は大きく低下し、その後も減少傾向にあります。

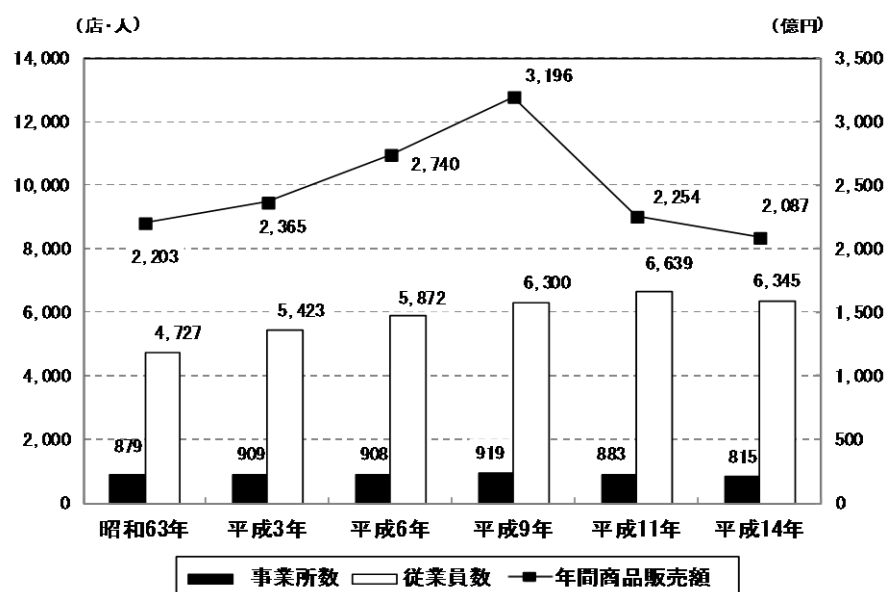


図 2-9 事業所数（小売・卸売）、従業員数、年間商品販売額の推移

資料:あいちの商業

(6) 日常生活圏

①通勤・通学流動

就業者の約4割は新市内で就業しており、約3割は名古屋市へ通勤しています。高校生や大学生（15歳以上）の通学先は、新市内が約3割、名古屋市が3割です。名古屋方面への交通利便性が高いことから、通勤・通学とも名古屋市との結びつきが強くなっています。

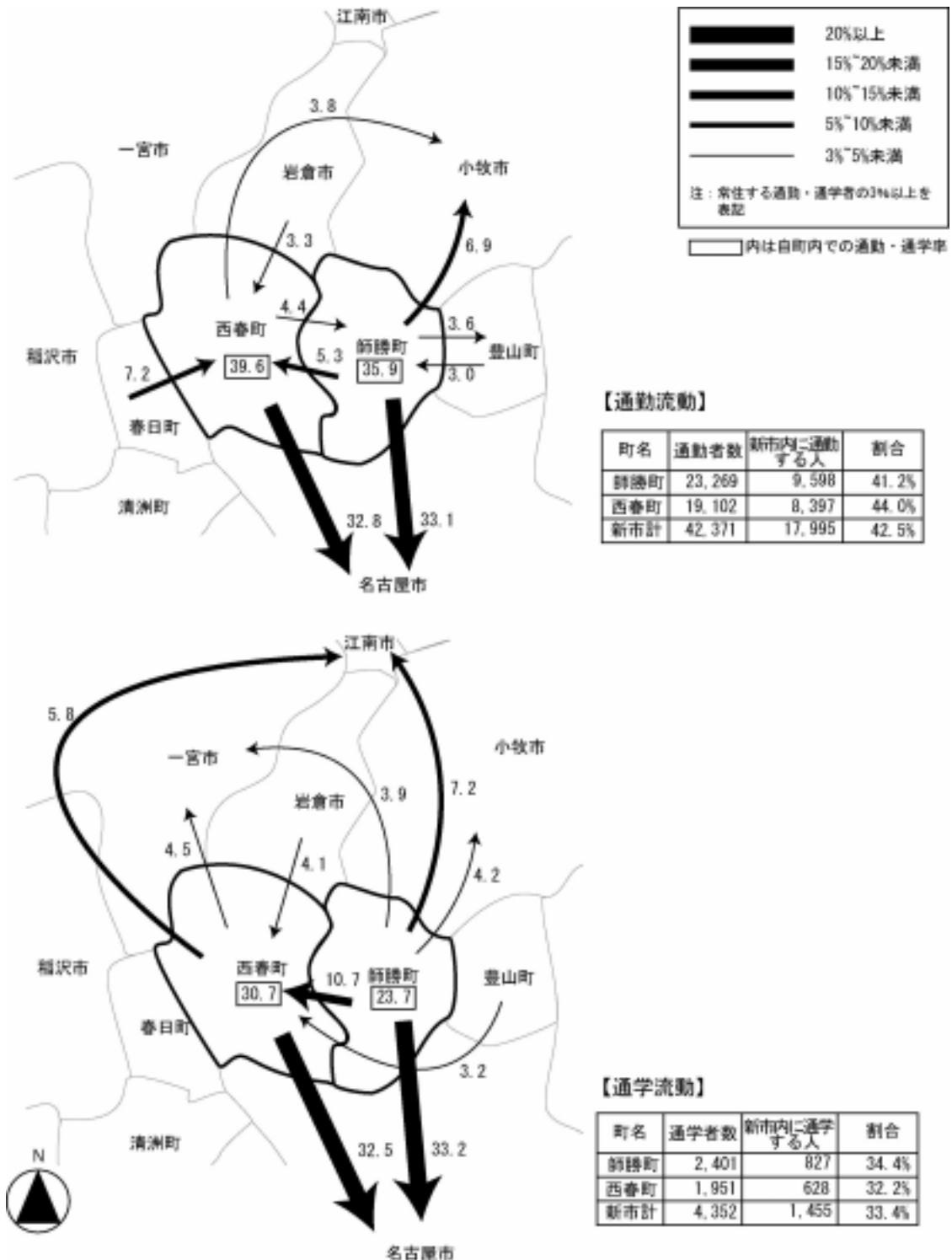


図2-10 通勤・通学（15歳以上）流動

資料：平成12年国勢調査

②買い物動向

食料品や台所用品などの最寄品は、新市内で買い物をする人が8割を超えています。洋服、電化製品などの買回品は、新市内で買い物をする人が約4.5割、名古屋市へ出かける人が4割強となっています。いずれも、新市内で買い物をする人が多く、新市が購買生活圏となっています。

表 2-1 買い物動向

	最寄品の買い物場所(%)									
	師勝町	西春町	新市内計	名古屋市	岩倉市	小牧市	一宮市	豊山町	稲沢市	その他市町村
師勝町	82.2	1.4	83.6	14.3	0.3	1.0	0	0	0	0.7
西春町	32.9	51.6	84.5	10.1	1.8	0	0.7	0	1.1	1.8
新市計	57.7	26.3	84.0	12.2	1.0	0.5	0.3	0	0.5	1.2

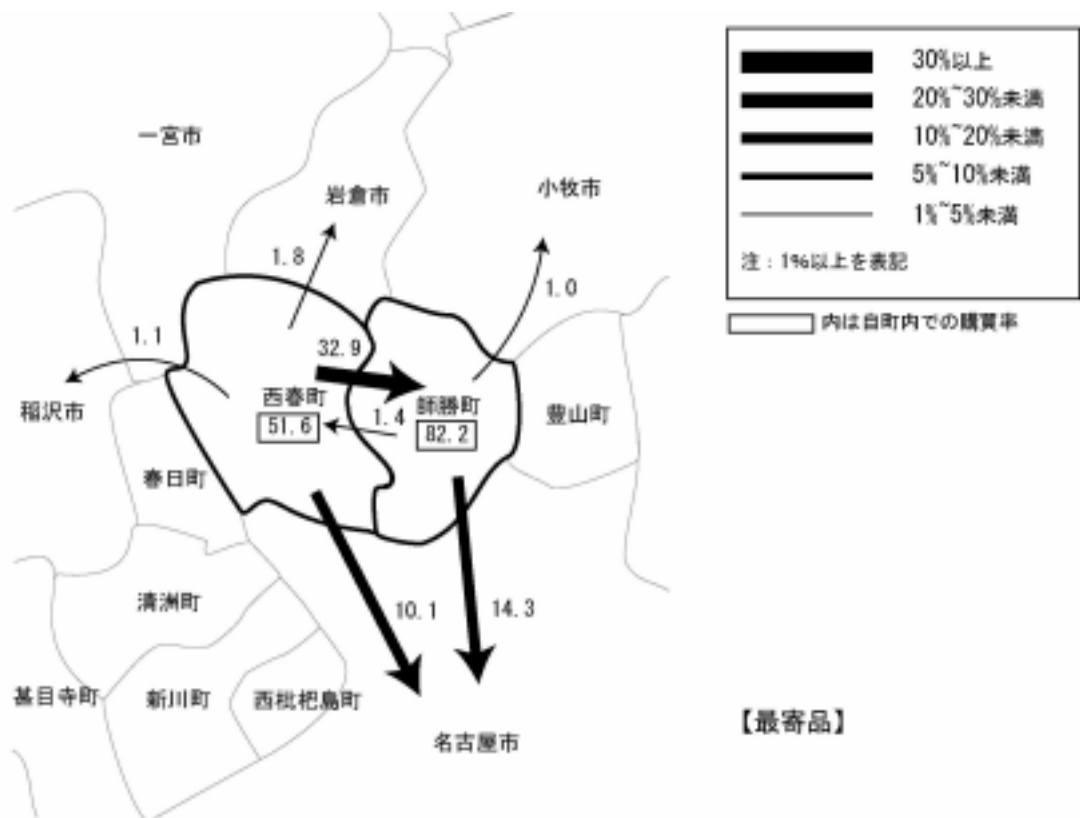
	買回品の買い物場所(%)									
	師勝町	西春町	新市内計	名古屋市	岩倉市	小牧市	一宮市	豊山町	稲沢市	その他市町村
師勝町	31.6	8.6	40.2	44.4	2.3	7.7	1.4	0.5	0	3.6
西春町	23.9	26.2	50.1	40.0	1.8	0	2.0	0	2.2	3.9
新市計	27.8	17.3	45.1	42.2	2.1	3.9	1.7	0.3	1.1	3.7

※最寄品：台所用品、日常食料品

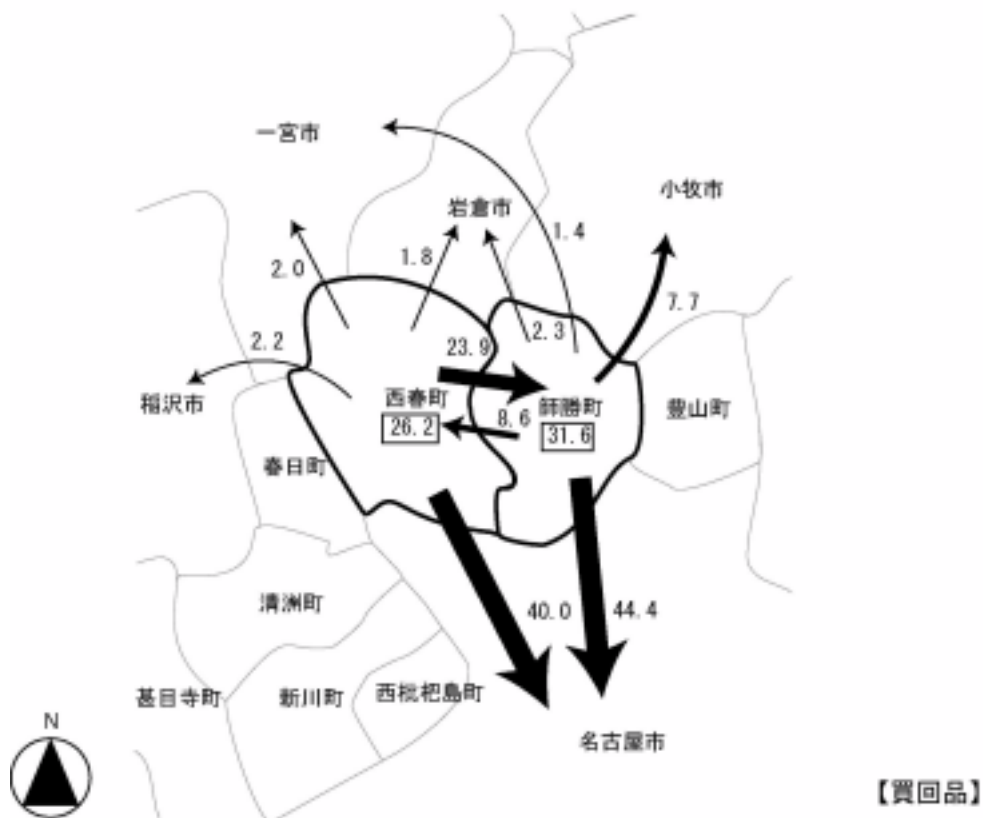
※買回品：紳士服、婦人服、スポーツ、レジャー用品、電気製品

※師勝町の買い物場所「一宮市」には「春日井市」を含む

資料：愛知県産業労働部「消費者購買動向調査結果報告書 尾張部における動向」（平成 13 年 3 月）



【最寄品】



【買回品】

図2-11 買い物動向（最寄品・買回品）

資料：愛知県産業労働部「消費者購買動向調査結果報告書 尾張部における動向」（平成13年3月）

2-2 住民要望

(1) 重点的に進めるべき施策分野

平成 15 年 6 月に実施した「西春日井 6 町新市まちづくり計画のための住民意識調査」より、師勝町と西春町の住民の回答結果を分析すると、2 町の住民が考える新市が重点的に進めるべき施策分野は、地震・水害などに対する防災対策の充実、下水道・排水路の整備などが多数を占めています。さらに高齢者福祉施策の充実、交通安全・防犯対策の充実、医療施策の充実なども強く望まれており、安全・安心なまちに向けた基盤整備と、医療・福祉の充実が求められています。

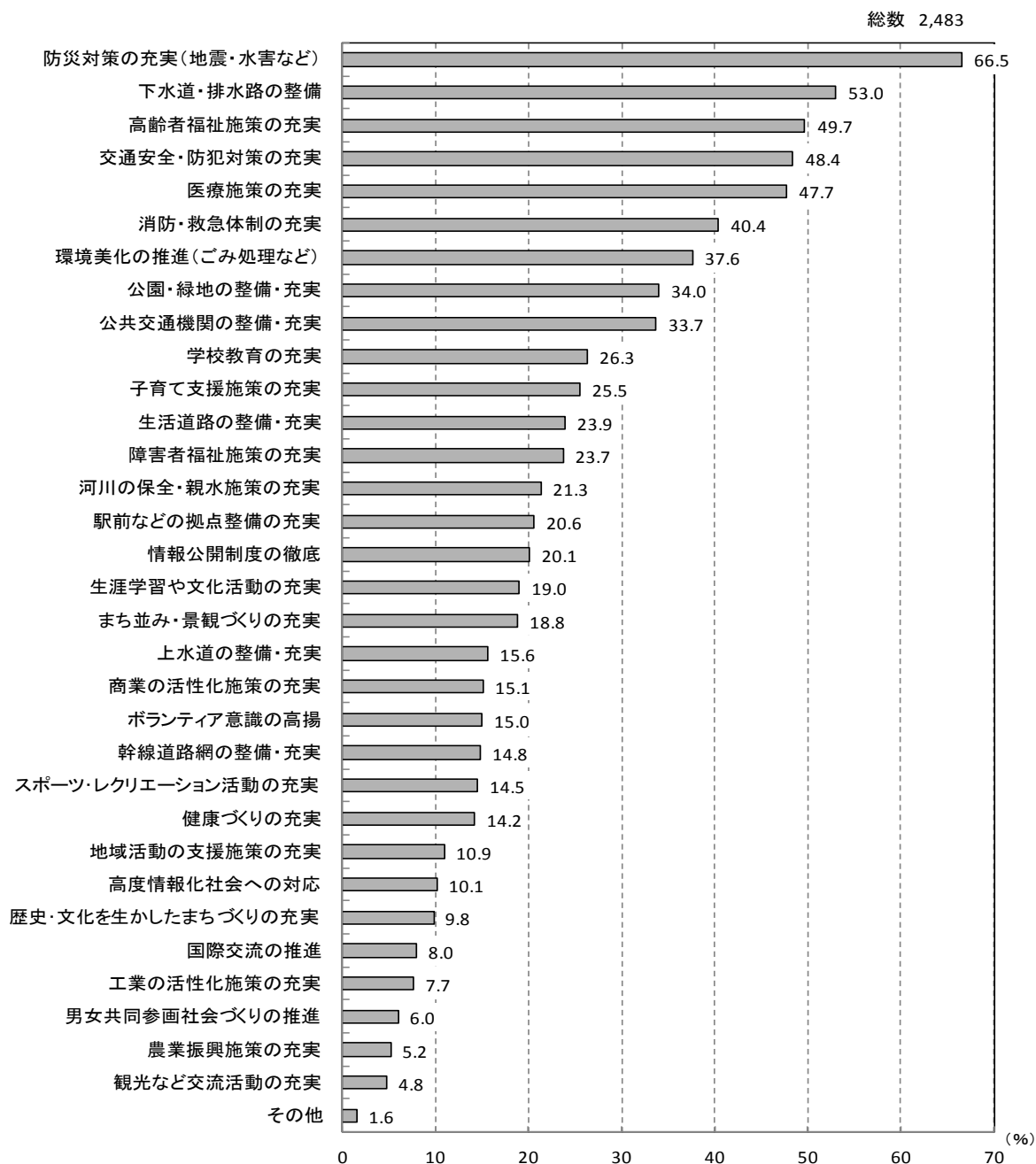


図 2-14 新市が重点的に進めるべき施策分野（新市全体）

資料：「西春日井 6 町新市まちづくり計画のための住民意識調査」平成 15 年 6 月実施

(2) 自由意見欄のまとめ

同調査における自由意見欄において、これからのまちづくりに関する意見を整理すると、公園の整備、防災・防犯対策の強化、医療・福祉の充実、行財政の効率化などを求めるものが多く見られます。

表 2-2 これからのまちづくりに関する代表的な意見

分類	代表的な意見
①公共施設について	○大きな、緑豊かな公園をつくってほしい ○子どもが安心して遊べる公園を整備してほしい
②防犯・治安対策について	○交番の設置や防犯対策の強化に力を入れてほしい ○治安がよい、安心して住めるまちにしたい
③行政サービスについて	○職員の意識改革、窓口対応の改善が必要 ○文化・生涯学習を推進強化してほしい
④公共交通について	○公共交通機関や巡回バスをもっと充実してほしい ○駅や駅周辺の整備を行ってほしい
⑤行政のスリム化について	○議員、職員の削減を真剣に考えてほしい ○有効に税金を使ってほしい
⑥高齢者、障害者福祉について	○高齢者介護、障害者福祉サービスを徹底してほしい ○高齢者・障害者にやさしい、安全な町づくりを
⑦医療について	○市民病院、総合病院などの建設をしてほしい ○医療・専門医の充実を期待したい
⑧道路整備について	○歩道の整備、確保を考慮してほしい ○道路の安全性の確保が急務である
⑨コミュニティ、住民参加について	○住民の意見を取り入れる行政を進めてほしい ○ボランティア活動の活発化を期待している
⑩下水道・排水対策	○下水道の整備を早くしてほしい ○蚊・ハエの発生防止、悪臭の防止を望む
⑪児童福祉、子育て支援について	○子育てしやすい環境づくりを希望する ○少子化対策に重点的に取り組んでもらいたい
⑫防災について	○特に地震・防災に対する対策を切に望む ○水害対策をしっかりとお願いしたい
⑬自然、緑化について	○自然環境の保全・再生を期待している ○まちに緑を増やしてほしい
⑭産業、雇用について	○大型店をもっと積極的に誘致するべき ○商業・商店街の活性化に力を入れてもらいたい
⑮観光・交流について	○住民交流を活性化させることが大事 ○観光地・観光施設の整備を進めてほしい
⑯環境、リサイクルについて	○清掃・環境美化活動の推進を行ってほしい ○ごみの減量化・分別収集を徹底して行うべき
⑰まちづくり全般について	○調整区域の開発、美しい街並みをきちんと考えてほしい ○公営住宅・住環境の整備を期待する
⑱学校教育について	○学校教育を充実してほしい ○子どもの内面を伸ばすような教育をしてほしい
⑲情報化について	○情報化を推進してほしい ○インターネットを活用して住民サービスの向上を図るとよい

※分類は意見数の多い順

資料：「西春日井6町新市まちづくり計画のための住民意識調査」平成15年6月実施

2-3 主要課題

地域の概況や住民ニーズ、また、地域を取り巻く時代の潮流を踏まえ、今後新市が一層の発展を図るための主要課題をまとめると、次のようになります。

①健康でいきいきと暮らせる地域づくり

当地域の高齢化率は国や県の水準を下回っており、比較的若い人口構成となっていますが、今後急速に高齢化が進むものと考えられます。住民意識調査からも、福祉・医療の充実などに高い要望が出ており、高齢者が健康で、生きがいをもって安心して暮らせる長寿社会の実現に努めることが求められています。

また、同時に進行している少子化に対応するため、積極的に子育て支援を展開し、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりも必要です。

②自然との共生と循環型社会への転換

環境問題への取組みが緊急の課題となっており、住民の環境保全に対する関心も高まっています。新市は名古屋市に隣接しているにもかかわらず田園なども多く残されており、また、うるおい豊かな河川も多く、こうした環境を保全していくことが望まれています。

これまで育んできた良好な環境を大切に自然との共生を図りながら、20世紀型の大量生産・大量消費、使い捨て型の生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会づくりへ転換することが大きな課題です。

③安全で安心して生活できるまちづくり

東海地域で近い将来に大規模地震の発生が懸念されており、2町も平成15年12月に東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けています。平成12年9月の東海豪雨の記憶もまだ新しく、住民の防災対策の強化を求める声は高まっており、地震・水害などに備えての防災対策の強化が緊急の課題となっています。

また、国道や県道が走り利便性が高い一方、人の動きが激しいことから交通事故や犯罪の発生件数も多く、交通安全対策や防犯対策の充実も住民に強く望まれており、安全で安心して生活できるまちづくりに向けた総合的な取組みが必要です。

④地域の個性を活かした魅力ある快適な住環境づくり

2町は交通利便性の高さなどから名古屋市のベッドタウンとして発展してきましたが、公共下水道の整備が遅れ、人口一人あたりの都市公園面積も県平均の約20分の1（0.27 m²）と低い水準にあるなど、居住環境整備にはいくつか課題が残っています。さらに、田園地域における都市開発の抑制や自然を活かした親水空

間の整備、商業施設の整備強化など、地域の個性を活かしながら魅力ある快適な住環境づくりに取り組むことが求められます。

⑤交流を促す質の高い交通基盤づくり

当地域は、南北を結ぶ鉄道、道路は比較的充実していますが、新市の一体感の醸成を促し、住民の相互の交流を活性化するためには、東西交通網を整備する必要があります。特に、県道名古屋豊山稲沢線（都市計画道路豊山西春線）と名鉄犬山線の立体交差化を含む整備が重要な課題となっています。広域的にみても、地域連携と交流の時代へと移行していく中で、これを促進するに足る質の高い交通基盤整備が必要です。

⑥住民とともに作る協働のまちづくり

今後ますます複雑・多様化する行政課題、住民ニーズに対応するためには、行政の対応のみならず、住民の積極的な参加と協力が不可欠です。

住民意識調査では、現在の町のイメージとして「特に特徴のないまち」をあげる住民が多くみられました。今後、新市として住民が自分のまちに誇りを持てる「地域らしさ」を生み出していくには、住民自らがまちづくりに積極的にかかわり、行政と力をあわせて新しいまちづくりに向けて取り組んでいく姿勢こそが重要です。

3. 主要指標の見通し

3-1 人口・世帯

新市の将来人口は、今後も緩やかに増加を続けるものと考えられ、平成 32 年には平成 22 年より約 3,600 人増の 85,200 人と設定します。

年齢別人口は、平成 32 年には生産年齢人口（15～64歳）の割合が 59.4%に減少する一方、老年人口（65歳以上）は 25.2%に達すると考えられます。

世帯数は、単身世帯の増加などにより増加を続けるものと考えられ、平成 32 年には平成 22 年から約 2,900 世帯増の 34,700 世帯と設定します。

表 3-1 人口及び世帯数の見込み

		実績値					設定値	
		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総数	実数（人）	72,582	73,870	75,728	78,078	81,571	84,200	85,200
0～14 歳	実数（人）	13,185	11,145	10,982	11,669	12,607	13,000	13,100
	割合（%）	18.2	15.1	14.5	14.9	15.5	15.4	15.4
15～64 歳	実数（人）	54,458	56,255	55,606	53,301	52,154	51,100	50,600
	割合（%）	75.0	76.2	73.4	68.3	63.9	60.7	59.4
65 歳以上	実数（人）	4,938	6,465	8,941	12,419	16,482	20,100	21,500
	割合（%）	6.8	8.8	11.8	15.9	20.2	23.9	25.2
世帯数（世帯）		22,875	25,140	27,271	29,186	31,820	33,900	34,700
1 世帯当たり人員（人/世帯）		3.17	2.94	2.78	2.68	2.56	2.48	2.46

資料：国勢調査、平成27年、32年は設定値

※百分率は、少数第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

【設定方法】

特殊な政策的要素（大規模な団地開発など）や天変地異により大量の死者が発生するなどの要素を考慮せず、近年の地域の社会的状況が将来にわたって継続すると仮定した場合の人口推移を予測するため、コーホート要因法※を用いた推計人口と、区画整理事業等による近年の人口増加傾向から算出した推計人口及び推計世帯数を参考に将来の人口を設定しました。

なお、推計には基準人口として平成22年（2010年）の国勢調査のデータを用いました。

※コーホート要因法：コーホートとは同年（又は同期）に出生した集団のことを指し、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動（転入・転出））を軸に人口の変化をとらえる方法です。例えば、ある地域において観測された15～19歳の人口は、5年後には20～24歳に達します。また、その年齢の集団は今から15～19年前に出生したものであり、その人口集団を年次的に追跡して、その軌跡の変化量・変化率を用いて推計を行います。

3-2 就業人口

就業者数は、様々な社会的要因によって減少傾向にありますが、今後は徐々に回復するものと考えられ、平成 32 年の就業者数を平成 22 年から約 3,200 人増の 42,200 人と設定します。

第 1 次産業就業者数は一貫して減少傾向にあり、この傾向は今後も続くものと考えられるため、平成 32 年において平成 22 年の約 70 人減の 450 人と設定します。

第 2 次産業就業者数も徐々に減少するものと考えられ、平成 32 年には平成 22 年の約 60 人減の 12,280 人と設定します。

第 3 次産業就業者数は減少から増加に転じるものと考えられ、平成 32 年において平成 22 年の約 3,400 人増の 29,470 人と設定します。

表 3-2 産業別就業人口の見通し

	実績値					設定値	
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
就業者数 (人)	39,532	42,357	42,371	45,000	38,971	41,000	42,200
就業者率 (%)	54.5	57.3	56.0	58.3	47.8	48.7	49.5
第 1 次産業 (人)	1,041	1,026	896	890	518	480	450
構成比 (%)	2.6	2.4	2.1	2.0	1.3	1.2	1.1
第 2 次産業 (人)	16,754	16,387	15,358	15,230	12,339	12,340	12,280
構成比 (%)	42.4	38.8	36.3	33.8	31.7	30.1	29.1
第 3 次産業 (人)	21,737	24,871	26,088	28,880	26,114	28,180	29,470
構成比 (%)	55.0	58.8	61.6	64.2	67.0	68.7	69.8

資料：国勢調査、平成27年、32年は設定値

【設定方法】

国勢調査における総人口に占める就業人口割合の過去の傾向から、将来の就業人口割合を推計し、これに 3-1 で算出した将来人口を乗じて、将来の就業人口を設定しました。

さらに、国勢調査における産業別就業割合を用いて、同様に将来の産業別就業割合を推計し、これに先に推計した将来の就業人口を乗じて、将来の産業別人口を求めました。

4. まちづくりの基本的な考え方

4-1 まちづくりの基本理念

新市のまちづくりの基本理念は、次の3点です。

(1) 健康

「心」と「体」と「まち」の健康づくりを推進し、子どもから高齢者まで全ての住民が快適な生活環境のなかで生涯を健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(2) 快適

利便性と安全・安心を兼ね備えた質の高い生活環境を創出し、誰もが快適に暮らせるまちづくり

(3) 自立

行政と市民がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互の連携を通じて地域の発展に貢献する自立と協働のまちづくり

4-2 新市の将来像

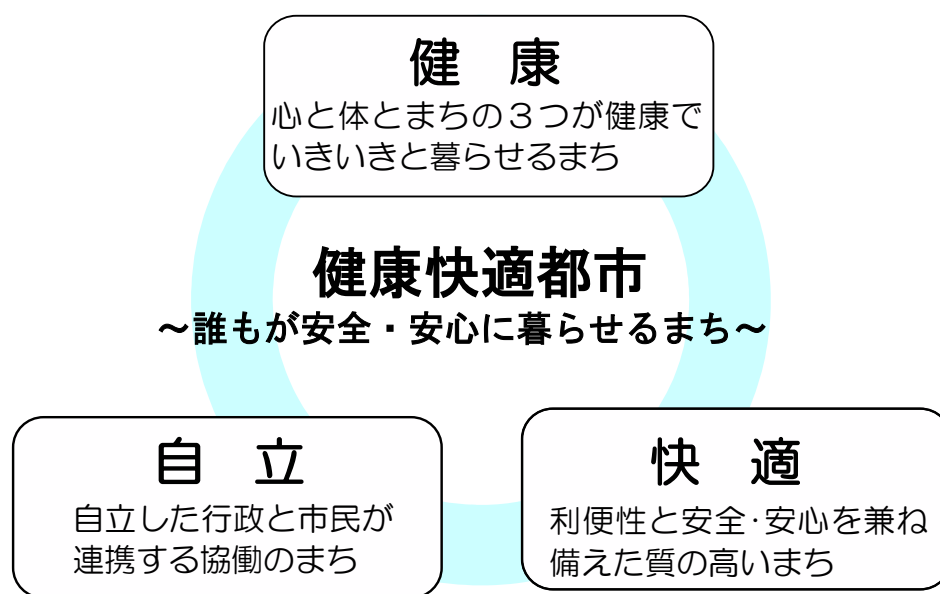
まちづくりの担い手として期待される市民が、快適な生活環境の中で心も体も健康でいきいきと毎日を過ごし、生きがいに満ちた幸せな暮らしを送ることができるまちを新市が目指す都市の姿として描き、

健康快適都市

～誰もが安全・安心に暮らせるまち～

を新市の将来像とし、その実現に向けてまちづくりを進めていきます。

図4-1 新市のまちづくりの基本理念と将来像



4-3 まちづくりの基本方向

(1) 健康でいきいきしたまちづくり

少子・高齢化に的確に対応し、また住民意識調査で示された医療・福祉の充実への強いニーズに応えるために、すべての人たちが健康的に自立した生活を送れるような環境を形成していくことが重要です。

そのため、市民の健康づくりや医療サービスの充実を図るとともに、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの地域に根ざした社会福祉施策の充実を図ります。また、将来を担う子どもたちが安心して健やかに暮らせるように、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めていきます。こうした福祉の充実した思いやりのあるまちづくりを進め、誰もが健康でいきいきと暮らすことのできる地域社会の維持・発展を図ります。

(2) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

水害や大規模地震から生命や財産を守り、住民が安心して暮らせる災害に強い安全なまちづくりは、住民意識調査でも多数から要望されています。このため、早急に災害対策を進めるとともに、交通安全や防犯対策等を積極的に推進し、安全で安心して暮らせる生活環境づくりにも取り組んでいきます。

また、新市が将来にわたって活力を維持していくためには、子どもからお年寄りまで、住み続けたい魅力のある居住環境を創造していくことが必要です。そのためには、日常的な生活空間において、安全で安心して生活でき、快適性や利便性の高い環境づくりを進めていくことが重要です。

このため、自然環境や街並みに留意しつつ、区画整理などの計画的な市街地整備や開発指導等の推進、身近な生活道路網や下水道整備等、安全で利便性が高く安心して生活できる都市基盤整備を促進します。

さらに、地域情報化に向けた基盤及び体制づくりを推進し、住民生活や産業活動のニーズに対応した情報ネットワークを拡充します。

(3) 環境にやさしいうるおいのあるまちづくり

新市には、豊富な水辺環境や田園風景などの水と緑の豊かな空間が残されており、こうした環境を新市の宝としてよりよい形に育て、次世代に引き継ぐことは私たちの責務です。

このため、地域の財産である貴重な自然環境や水辺景観の保全・再生を図るとともに、それらを活かして住民要望の高い公園や緑地などの市民の憩いの場やレクリエーションの場として多様な活用を図ります。

また、地球規模の環境問題が問われているなか、日常的な社会活動の場における環境保全への取組みの重要性も増してきています。ごみのない清潔なまちを目指すとともに、人と地球に優しく環境と調和した地域づくりに向けた資源循環型社会の構築を進めます。

(4) 創造的で活力あるまちづくり

新市の活力の維持・強化のためには、産業を活性化し経済基盤の確立を図ることが必要不可欠です。

産業の活性化に向けては、合併を契機として、より広域的な視点から、技術・人材・情報等の集積、連携の強化に努め、既存産業の高度化、新事業・新産業創出といった経営基盤の強化を支援するとともに、優れた立地条件や交通アクセスなどのポテンシャルを活かした工場等の適正な立地促進や、幅広い人材育成、雇用機会の確保等を進めることで、活気のある産業環境の育成・強化を図ります。

(5) 豊かな心を育み文化の香るまちづくり

地域への愛着を深めるには、その価値を知ることが重要です。そのためには、地域に伝わる伝統や文化、技術、学術・教育機関の優れた人材等の地域資源と日常生活の中で身近にふれあえる環境づくりを進めることが必要となります。

一方、今後の文化・教育環境には、主体性・自主性の育成、創造性の育成、生きがいの創造が求められており、子どもからお年寄りまで、だれもが身近に文化活動や学習活動に取り組める環境づくりが重要です。

このため、学校と家庭、地域社会の連携による学校教育環境の充実を図るのはもちろんのこと、文化財等の保存及び利活用を行うなど、新市が有する地域資源

を最大限に活かして郷土の文化を楽しく学べる場づくりを推進します。また、図書館等の公共施設のネットワーク化を通じた有効活用や様々な生涯学習プログラムの充実等により、誰もが日常的に文化・学習活動を行える環境づくりを進めていきます。

さらに、多彩なイベントや市民活動を推進・支援することで、芸術・文化・スポーツ活動を行う機会の提供、サポート体制の強化に努めます。

(6) 自立と協働のまちづくり

地方分権の推進により、画一的な中央集権型のシステムから地方が主体性をもって行政施策が展開できる地方分権型のシステムへ移行しようとしています。今後はより一層、自主性・自立性を高め、地方分権を推進するための行政組織の構築と効率的な財政運営を進めます。

さらに、今後の社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応し、新市全体が発展していくためには、行政主導型の施策だけでは限界があり、行政と市民が協働してまちづくりを進めていくことが必要となります。市民や団体、企業が地域づくりに積極的に参加し、それぞれの役割を担い、連携して地域の問題に自主的な判断と責任に基づいて主体的に取り組むことが重要となります。

このため、自治活動を推進しコミュニティの自立を図ります。また、環境・福祉・防災などの様々な面で、ボランティア活動等の市民活動を促進・支援するとともに、年齢・性別等にかかわらず、誰もが自立し、社会活動に参画できる環境づくりを推進します。

4-4 土地利用方針（ゾーニング）

新市が均衡ある発展を遂げ、健康で快適に暮らせるまちに欠かせない都市機能を充実するために、今後の土地利用においては、それぞれの地区の特徴やポテンシャル、課題に的確に対応して、長期的展望に基づいた適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。

（1）都市拠点ゾーン

西春駅及び徳重駅の周辺地域においては、駅周辺の道路整備や広場などの質の高い基盤整備を計画的に進めるとともに、バリアフリー化や景観に配慮しながら生活・産業・文化・行政などの都市機能の集積を図り、地域の賑わいと交流の拠点としての整備充実に努めます。

（2）快適居住ゾーン

既成市街地については、災害に強い都市基盤づくりをはじめ、医療・福祉サービスの提供、質の高い教育環境の整備、地区のコミュニティ活動拠点、各種行政サービス拠点の充実等、それぞれの地域の特性に応じた機能の整備を図り、良好な市街地環境の創造に向けた計画的な整備に努めます。

（3）農地保全ゾーン

新市の貴重な環境資源である農地の多面的機能に配慮して、優良農地の維持・保全を進めるとともに、遊休農地の有効活用を図り、居住空間と調和するうるおい豊かな田園風景の保全を図ります。

（4）沿道商業ゾーン

国道 22 号や県道名古屋江南線、県道名古屋外環状線、県道春日井稲沢線等の幹線道路沿道は、「沿道商業ゾーン」として位置付け、周辺の住環境の保護等環境に配慮した商業機能の一定の集積を図り、多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商業機能の強化を進めます。

（5）工業振興ゾーン

国道 22 号沿いを中心として、新市には優れた立地条件や交通アクセスなどのポテンシャルを有する産業活動に適した地区があります。新市の地域の経済力の安定と雇用の確保を図るために、こうした地区を新市の産業拠点として位置付け、工場や物流拠点等の適正な立地推進を図ります。

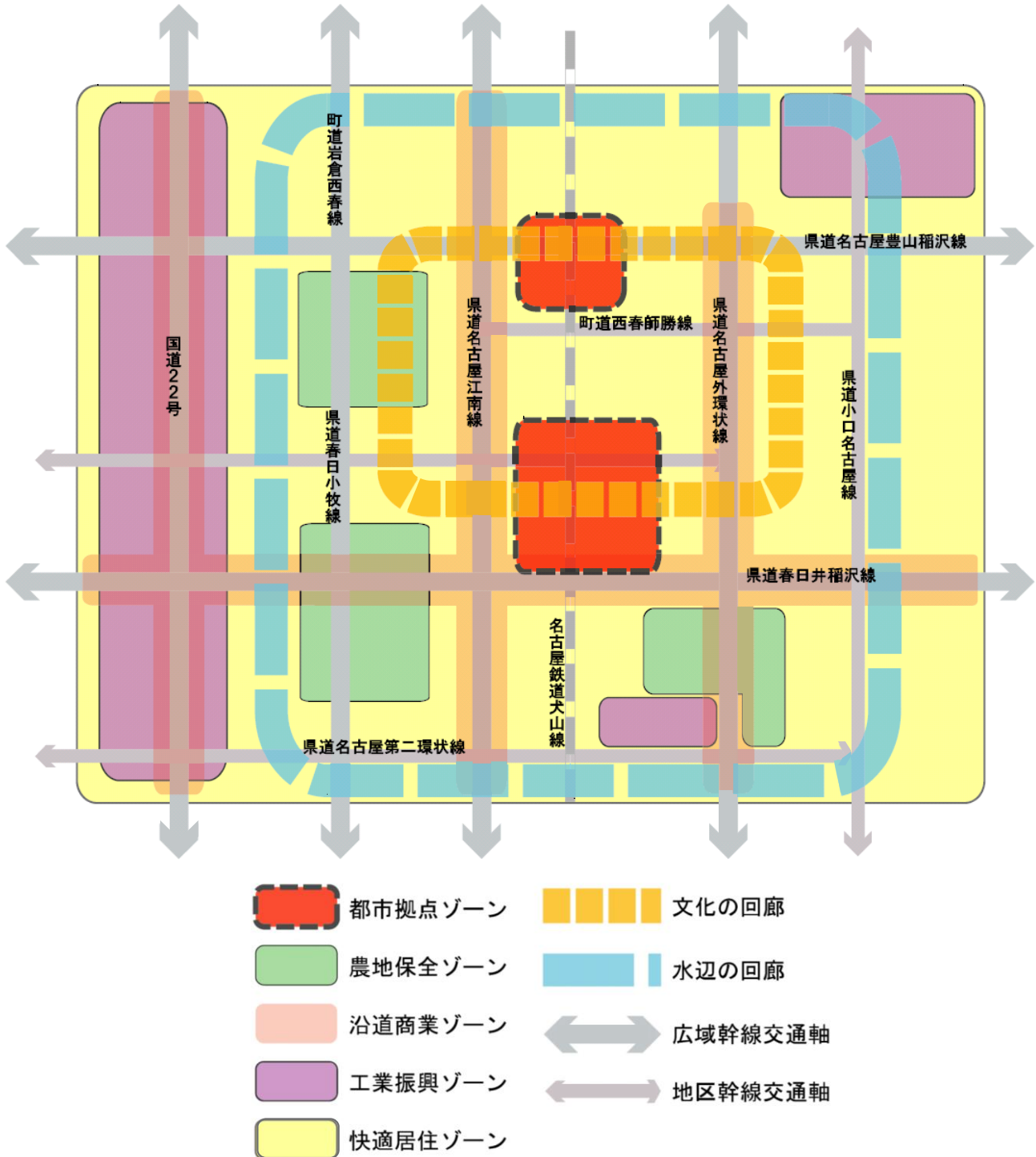
(6) 文化の回廊

文化勤労会館や名古屋芸術大学、図書館、歴史民俗資料館やアートエリアロード等の多様な文化資源をネットワーク化し、これらを核として、これまでに各地域で育ててきた個性豊かな文化・芸術活動を新市としてこれまで以上に振興に努め、文化活動を通じたあたたかな交流と連携の場として文化の回廊を設定します。

(7) 水辺の回廊

新川、五条川、合瀬川、水場川の貴重な水辺環境の保全とともに、休憩施設や遊歩道などと合わせてうるおいのある親水空間の整備を進め、それらのネットワーク化を図ることで、スポーツやレクリエーションなどの健康づくりや交流を楽しむことのできる地域交流拠点としての環境軸の整備に努めます。

図 4-2 土地利用方針図（ゾーニング図）



5. 新市の施策

5-1 施策の体系

新市のまちづくりの将来像である「健康快適都市～誰もが安全・安心に暮らせるまち～」の実現に向けて、新市のまちづくりの基本方向に沿って以下に示すような主要項目を柱として、総合的かつ一体的な施策の展開を図ります。

まちづくりの基本方向	主要項目
(1)健康でいきいきしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康 ◆医療 ◆児童・母子（父子）福祉 ◆高齢者福祉 ◆障害者（児）福祉 ◆低所得者福祉・社会保障 ◆地域福祉
(2)安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①安全・安心が保たれる生活環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ◆防災・消防 ◆交通安全 ◆防犯 ◆生活道路 ◆河川・排水 ②都市基盤が充実した快適なまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆市街地 ◆幹線道路 ◆公共交通 ◆下水道 ◆情報通信
(3)環境にやさしいうるおいのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園・緑地・緑化 ◆景観整備 ◆環境保全
(4)創造的で活力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業 ◆商業・サービス業 ◆工業
(5)豊かな心を育み文化の香るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育・青少年育成 ◆生涯学習 ◆文化・芸術 ◆スポーツ・レクリエーション
(6)自立と協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティ ◆市民活動 ◆広報広聴・情報公開 ◆行政機能

5-2 主要施策

(1) 健康でいきいきしたまちづくり

【健康】

健康づくり活動拠点の整備・充実を図り、健康づくりに対する市民の意欲と知識を高めるとともに、自主的な健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

また、健診体制の充実をはじめ各種保健事業の充実を図るとともに、福祉・医療との連携を強化し、ライフステージに応じたきめ細かな施策の推進に努めます。

【医療】

市民の健康を支える身近な地域医療を充実するために、市内や広域圏の医療機関との一層の連携を強化し、休日救急医療体制等の充実を図ります。

また、市民の医療サービスを充実・強化するため、民間医療施設の市民病院的な活用を図り、地域医療体制の充実に努めます。

【児童・母子（父子）福祉】

市民の保育ニーズに対応した多様なサービスを提供し、安心して子どもを生育てられる環境づくりを進めるために、保育所や託児所、心身障害児通園施設などを計画的に整備するとともに、子育て支援センターの機能拡充及び児童クラブの充実を図り、関係機関や地域との連携による子育て支援、母子（父子）家庭の生活支援の充実に努めます。

【高齢者福祉】

高齢になっても健康でそれぞれのライフスタイルに応じた自立した生活をおくることができる環境づくりを進めるために、高齢者福祉施設・設備の充実、介護予防施策の推進、高齢者のニーズに応じた多様な保健・医療・福祉サービスの充実、スポーツ・レクリエーションや文化活動の促進及び就労支援に努めます。また、高齢者の交流や健康増進、生きがいづくりを支援し、質の高い高齢者福祉の推進を図ります。

【障害者（児）福祉】

障害を持つ人が地域の中で自立し、生きがいをもって暮らせる社会を実現するために、バリアフリーに配慮した人にやさしいまちづくりを進めるとともに、社会参加の促進や雇用の拡大・就労支援に努めます。また、保健・医療・福祉

サービスの充実を図るとともに、成長過程に応じた療育・保育・教育体制の充実、障害者（児）福祉施設の整備を進めます。

【低所得者福祉・社会保障】

低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るため、民生・児童委員などとの密接な連携のもとで実態を的確に把握しながら、相談・指導などの支援サービスの効果的推進や各種援護資金制度の活用に努めます。また、各種医療助成制度の充実を図るとともに、生活保護制度、各種医療制度、国民健康保険制度、介護保険制度等の適正な運営に努めます。

【地域福祉】

住み慣れた地域の中で、互いに支えあいながら共に生きる福祉社会づくりを目指して、個人・家庭・地域・公的機関等の有機的連携のもと、地域ぐるみの福祉体制づくりを推進します。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
健康	保健センター整備事業 ウォーキングロード整備事業 健康増進センター整備事業 市民の自主的健康づくり支援事業 生活習慣病予防対策事業	
医療	救急医療体制整備事業（休日・夜間・災害） 地域医療体制整備事業	
児童・母子（父子）福祉	保育所整備事業 子育て支援推進事業（子育て支援センター、児童クラブ）	
高齢者福祉	回想法事業（痴呆予防） 介護ICカード事業	
障害者（児）福祉	障害者（児）福祉施設整備事業	
低所得者福祉・社会保障	福祉事務所開設事業	
地域福祉	地域福祉ボランティア育成事業 福祉タクシー事業	

(2) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

①安全・安心が保たれる生活環境づくり

【防災・消防】

東海・東南海地震などの大地震や大規模水害等の発生に備え、地域防災計画に基づいた総合的な防災体制を確立するとともに、学校施設、市役所等の公共施設の耐震化や防災施設・設備及び運動公園等を活用した広域避難場所の整備を計画的に進め、災害に強いまちづくりを推進します。

また、広域で取り組んでいる常備消防・救急体制を充実するとともに、消防施設・設備の適正な整備を進めます。さらに、消防団については災害対策に対応できるよう強化するとともに女性団員の加入を検討するなど一層の活性化を図る一方、大地震等に備えて自主防災組織の育成・支援を行い、市民との協働による防火・防災体制の充実に努めます。

【交通安全】

交通事故から市民を守り、安全なまちづくりを実現するため、交通安全施設の整備を進めます。また、交通安全関係機関・団体との連携のもと、交通マナーの向上を図るとともに、交通安全教育や交通安全啓発活動等を通じて交通弱者である子どもや高齢者等の交通安全意識の高揚を図ります。

【防犯】

多発する犯罪を未然に防止し、安心して生活できる地域づくりを推進するため、防犯連絡所や防犯灯の充実などの環境整備を進めるとともに、警察や各防犯関係機関・団体、地域住民、ボランティアと一体となって、地域ぐるみの防犯体制の充実や防犯活動の促進に努めます。また、地域の治安体制を一層強化するため交番の増設を含めた適正配置を県と協議していきます。

【生活道路】

身近な生活道路における歩行者・自転車などの交通の安全性を確保するために、歩道と車道の分離などを進めるとともに、バリアフリーに配慮した人にやさしい道路の整備に努めます。また、大地震に備えて橋梁の耐震化を図ります。

【河川・排水】

水場川及び五条川等の河川について計画的な整備及び危険箇所等の改修を促進するため、県等と連携を強化し、協議を進めるとともに、排水機場や雨水貯留施設を整備するなど、総合的な治水対策を促進します。また、都市下

水路及び排水路施設の整備や適正な維持管理を進めます。

[主要事業]

施策項目	主要事業	備考
防災・消防	防災行政無線整備事業 公共施設耐震化事業（学校・庁舎等） 消防施設・設備整備事業（消火栓・防火水槽・耐震性貯水槽等） 広域避難場所整備事業（運動公園等） 自主防災組織育成支援事業	
交通安全	交通安全施設整備事業（人にやさしい歩道整備等）	
防犯	地域防犯体制整備事業	
生活道路	道路改良事業 橋梁整備事業	県事業を含む
河川・排水	河川改修事業 雨水貯留施設整備事業 電車川排水機場設備更新・修繕事業 久地野排水機場等整備事業	県事業

②都市基盤が充実した快適なまちづくり

【市街地】

土地区画整理などによる都市基盤の整備を計画的に行うことで、まとまりのある市街地の形成を図りながら、快適でゆとりのある住環境の形成を図ります。

新市の都市拠点となる西春駅及び徳重駅周辺は、中心市街地としての魅力を創出するために、道路整備や広場などの質の高い基盤整備を計画的に進めます。

また、名鉄犬山線周辺の面的整備を進めることにより、鉄道との立体交差化を地域、県及び鉄道事業者と連携を図りながら促進します。

【幹線道路】

市内の円滑な交通を支える体系的・計画的な道路ネットワークを確立するために、特に東西の幹線道路の整備に重点的に取り組むとともに、橋梁の整備も含めた、周辺市町との広域的なアクセスの向上を促進します。

【公共交通】

交通弱者の移動手段の確保や、マイカーの利用削減・交通量の減少を図るために、駅、公共施設、病院、商業施設等と居住地域を結ぶ利便性の高い公共交通サービスの提供に努めます。

【下水道】

県が行う流域下水道浄化センター及び幹線管渠の整備に合わせて、公共下水道事業の普及啓発に努めながら、下水道の計画的な整備を進め、早期の供用開始を目指します。

【情報通信】

情報通信技術を活用して、多様な分野における質の高い行政サービスを提供するために、地域情報化計画・電子市役所計画を策定し、プライバシーの保護や安全に配慮した行政情報システムの構築を図ります。

[主要事業]

施策項目	主要事業	備考
市街地	土地区画整理事業（西春駅西、鍛冶ヶ一色、石橋、九之坪） 名鉄犬山線周辺の面的整備・鉄道立体交差化事業	県事業を含む
幹線道路	県道幹線道路整備事業 都市計画道路整備事業（師勝環状線、高田寺久地野線、豊山西春線、西春北部環状線、岩倉西春線、鍛冶ヶ一色徳重線） 橋梁整備事業（生田橋、天保橋）	県事業
公共交通	自転車駐車場整備事業 自転車道整備事業 市内巡回バス事業	
下水道	新川東部流域下水道整備事業 新川東部流域下水道関連公共下水道整備事業 新川東部流域下水道関連環境整備事業	県事業
情報通信	地域公共ネットワーク整備事業 公共施設予約管理システム整備事業	

(3) 環境にやさしいうるおいのあるまちづくり

【公園・緑地・緑化】

市民が気軽に利用できる憩いの場、子どもも安心して遊べる場を確保するため、公園や緑地の整備を計画的に進めます。また、緑地等の保全や、道路、学校などの公共空間の緑化を推進するとともに、市民の理解と協力を得ながら、身近な地域の緑を守り育てる活動を促進します。

【景観整備】

ゆとりとうるおいのある田園風景の保全に努めるとともに、景観デザインのガイドラインの策定を進め、公共施設・公共空間、案内板等のデザインの向上を図ります。また、彫刻等の設置などによる個性ある景観形成に努めるとともに、家並みや商店街、広告看板等についても民間や関係機関等の理解と協力を求め、美しい景観づくりに努めます。

【環境保全】

環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化やリサイクル化にまちぐるみで取り組みます。また、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を促進するとともに、安全で適正なごみ処理の推進やリサイクル拠点施設の整備など、市民・事業所・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めます。

さらに、広域的な衛生施設（し尿処理施設）において、し尿及び浄化槽汚泥などの適正な処理を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理を促します。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
公園・緑地・緑化	都市計画公園整備事業（鍛冶ヶ一色、鹿田、能田） 運動公園（広域避難場所）整備事業	
景観整備	彫刻等モニュメント設置事業 都市景観計画策定事業	
環境保全	ごみ処理溶融化施設整備事業 資源回収ステーション整備事業	

(4) 創造的で活力あるまちづくり

【農業】

都市近郊という利点を活かし、優良農地の保全と有効活用、農地の流動化の促進、農業経営基盤の強化、生産の近代化・省力化などを促進し、消費者や農業関係団体と連携した都市近郊農業の確立に努めます。また、用・排水路の機能分離（パイプライン化）を推進し、営農環境の改善を図ります。

【商業・サービス業】

人々が行き交う魅力ある商店街を形成するため、商業機能を中心に多様な機能の集積を進めるとともに、西春駅前広場や道路等の都市基盤整備と一体となった商店街の近代化を促進します。また、地域通貨の発行により市内の消費の活性化を図るとともに、商工会と連携して住民ニーズに応える地域に密着した商店街の育成・振興、商業経営基盤の強化に努めます。

【工業】

工場立地の需要に応じて適正な土地利用の確保を図るため、工場立地の適正な誘導を図るとともに、商工会と連携して経営基盤の強化などの支援策の充実に努めます。また、公共職業安定所等との連携を通じて、勤労者の雇用の確保及び労働環境の整備に努めます。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
農業	水質保全対策事業 小規模かんがい排水対策事業 農業用水路（パイプライン）整備事業	県事業
商業・サービス業	地域通貨発行事業 商店街活性化事業	
工業	工場立地推進事業	

(5) 豊かな心を育み文化の香るまちづくり

【学校教育・青少年育成】

次代を担う児童・生徒の健やかな成長を育むために、きめ細かい指導体制の充実を図るとともに、地域の資源を活用した体験学習を推進します。また、家庭や地域社会との連携強化による開かれた学校づくり及び保安対策の整った学校づくりを進め、総合的な教育環境の向上を図るとともに、子どもたちが安全に学べるように、学校施設の耐震補強等を進めます。

さらに、青少年が心身ともに健康にたくましく成長することを願い、地域社会や関係機関との連携を通じて地域ぐるみで青少年の健全育成活動を促進していきます。

【生涯学習】

だれでも、いつでも、どこでも学び行動することができる生涯学習社会及び男女共同参画社会の形成を目指し、市民ニーズに対応した学習内容及び学習機会の充実、学習情報の提供、生涯学習拠点施設の充実を図るとともに、さまざまな知識や技術をもった人材の発掘や養成を推進するため、市民の主体的な学習活動や自己形成活動の支援に努めます。また、小中学校や高校、大学、図書館、文化施設、各種団体、ボランティアなどとの連携を通じて、地域ぐるみの生涯学習ネットワークの形成を図ります。

【文化・芸術】

地域に根ざした文化・芸術を育成するとともに、文化の香り高いまちづくりを進めるために、市民の自主的・主体的な文化・芸術活動を支援します。また、文化・芸術に気軽に接することができる場や機会の創出に努めるなど、総合的な文化環境の整備を図ります。

さらに、貴重な文化財の適正な保存・活用に努めるとともに、伝統芸能や祭りなどについても積極的な保護・継承に努め、新たな文化振興・交流のための地域資源として活用を図ります。

【スポーツ・レクリエーション】

市民一人ひとりが生涯にわたって自主的・主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、市民相互のコミュニケーションを図ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動の場の充実、指導者の育成や推進体制の整備などに努めます。

[主要事業]

施策項目	主要事業	備考
学校教育・青少年育成	学校施設耐震補強事業 学校施設・設備整備事業 給食センター整備事業 少人数教育推進事業	
生涯学習	生涯学習センター整備事業 生涯学習システム構築事業 男女共同参画推進事業	
文化・芸術	旧加藤家保存事業 文化・民俗資料展示・収蔵施設整備事業 知的創造推進事業	
スポーツ・レクリエーション	運動公園（広域避難場所）整備事業 ウォーキングロード整備事業 体力づくり推進事業	再掲 再掲

(6) 自立と協働のまちづくり

【コミュニティ】

地域における教育や文化、防災、防犯など、多様なコミュニティ活動を活性化するために、地域に根ざしたコミュニティ活動の育成・支援やコミュニティ活動施設の整備充実に努めます。さらに、コミュニティ組織間の交流、情報交換による連携を促進し、自立し協働に支えられた地域自治を推進します。

【市民活動】

市民の創意とエネルギーをまちづくりに一層活用していくために、市民活動を担う人材の育成、関連団体間の交流・連携を図り、まちづくりの担い手となる個人、グループ、ボランティア団体、NPOなどによる市民活動を積極的に支援します。また、多様な市民と行政が連携し、協働のまちづくりを進めるための具体的な仕組みづくりを推進します。

【広報広聴・情報公開】

市民の意見が市政に生かされる行政の推進に向けて、広報やホームページなどを通じて市民の求める情報をわかりやすく適切に提供するとともに、個人情報保護にも配慮した情報公開制度の充実に努めます。また、アンケート調査や市政説明会、市政モニター制度等による広聴活動の充実に努めます。

【行政機能】

高度化・多様化する行政需要に的確に対応できる合理的、機能的な組織・機構の構築を図ります。また、事務事業の整理合理化を進めるため外部による行政評価制度等を導入するとともに、事業推進にあたっては民間活力を積極的に活用するなど、最少の経費で最大の効果を生む効率的な行政運営に努めます。こうした行政改革の推進による行政機能の強化とあわせて財政の健全化を図るため自主財源の確保に努め、地方分権時代に対応した自立的な地域経営を図ります。

[主要事業]

施策項目	主要事業	備考
コミュニティ	自治会活動推進事業 いきいき健康づくり推進事業	
市民活動	NPO活動支援事業 全市民まちづくり参画・協働システム構築事業 あいさつ運動	
広報広聴・情報公開	情報公開・個人情報保護推進事業 広報・広聴活動推進事業	
行政機能	公共施設耐震化事業 市民サービスセンター整備事業 行財政改革推進事業 電子市役所推進事業 外部行政評価事業 自立プログラム策定事業	再掲

6. 新市の重点プロジェクト

新市の将来像を実現するために、「5. 新市の施策」で掲げた多くの施策や事業を効果的に進めていく必要があります。その中でも、特に市民からの要望が強く、また新市の活性化にとって重要な事業を「重点プロジェクト」として整理しました。これらは、新市になることによって、より一層の効率化・重点化を図ることが可能な事業であり、積極的に取り組んでいきます。

重点プロジェクト1 「心身の健康づくりの充実」

健康増進や疾病予防、介護予防、リハビリテーションなど、健康づくりの活動に取り組みやすい環境を整備するために、既存の保健・医療施設や体育施設を有効活用した総合的な健康増進事業を展開するとともに、保健センターや運動公園などの拠点施設の整備を推進します。

【主要事業】

- ・健康増進センターを核とした総合的な健康増進事業の推進
- ・運動公園の整備
- ・保健センターの整備

重点プロジェクト2 「地域医療体制の充実・強化」

市民が安心できる医療サービスの提供を促進するため、市内や広域圏の医療機関との連携、協力により休日・夜間を含む救急医療体制の充実に努めます。

また、市民の医療サービスを充実・強化するため、民間医療施設の市民病院的な活用を図り地域医療体制の充実に努めます。

【主要事業】

- ・救急医療体制の充実
- ・地域医療体制の充実

重点プロジェクト3 「きめの細かい福祉サービスの充実」

多様化する市民のニーズに対応したきめ細かい福祉サービスを提供するために、既存の施設・設備の充実を図るとともに、障害者（児）福祉施設、保育所や児童クラブ等の児童福祉施設、高齢者福祉施設などの新たな福祉関連施設の整備を推進します。

また、超高齢社会を迎える中で、高齢者の一層の自立支援を図るため介護予防・痴呆防止を目的に介護予防施策の充実に努めます。

【主要事業】

- ・ 障害者（児）福祉施設の整備
- ・ 児童福祉施設（保育所、児童クラブ）の整備
- ・ 回想法、転倒予防事業をはじめとした介護予防施策の充実

重点プロジェクト4 「魅力ある“新市の顔づくり”」

西春駅周辺は、道路、駅前広場や街区公園の整備など、新市の都市拠点として質の高い都市基盤整備を計画的に進めるとともに、市民サービスセンターなどの公益機能を含めた多様な都市機能の集積を図り、まちの顔として利便性・快適性を兼ね備えた魅力ある中心市街地を形成します。

また、名鉄犬山線周辺の面的整備を進め、鉄道との立体交差化を地域、県及び鉄道事業者と連携を図りながら促進するとともに、徳重駅周辺を北の玄関口として整備します。

【主要事業】

- ・ 一体的・効率的な基盤整備（道路、駅前広場、街区公園、鉄道立体交差化等）
- ・ （仮称）西春駅前市民サービスセンターの整備

重点プロジェクト5 「交通ネットワークの充実」

都市内の円滑な交通及び周辺都市との広域的なアクセスを支える体系的・計画的な道路ネットワークを確立するために、県道の名古屋豊山稲沢線や春日井稲沢線、町道の豊山西春線などの東西の幹線道路の整備促進に重点的に取り組むとともに、町道の岩倉西春線などの南北の幹線道路及び市内の幹線道路である町道の高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線、鍛冶ヶ一色徳重線などの整備を進めます。また、交通量の増加や車両の大型化に対応した橋梁の新設・改築を推進します。

【主要事業】

- ・ 県道の名古屋豊山稲沢線、春日井稲沢線（交差点改良）の整備
- ・ 町道の豊山西春線、岩倉西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線、鍛冶ヶ一色徳重線の整備
- ・ 橋梁整備（生田橋、天保橋）

重点プロジェクト6 「快適な生活環境を支える下水道事業の推進」

美しい自然環境と快適な生活環境を実現するために、県が整備する流域下水道浄化センター及び幹線管渠の整備に合わせて、公共下水道事業の普及啓発に努めながら、地域の実情に応じた公共下水道整備を計画的に推進し、下水道普

及率の向上に努めます。

【主要事業】

- ・新川東部流域下水道事業の整備
- ・新川東部流域下水道関連公共下水道の整備

重点プロジェクト7 「災害に強い全市防災都市づくり」

大規模水害の発生に備え、市内を流れる河川の改修事業や老朽化した橋梁の架け替えなどの総合的な治水対策を促進するとともに、雨水貯留施設、排水機場及び排水路の整備を進め、防災施設・設備の整備に努めます。

また、東海・東南海地震などの大地震の発生に備えて、学校施設や庁舎等の公共施設の耐震化を早期に実施するとともに運動公園等を活用した広域避難場所を整備し、防災体制を強化します。

【主要事業】

- ・治水対策事業（河川改修事業、橋梁の架け替え）
- ・防災施設・設備の整備（雨水貯留施設の整備、排水機場及び排水路の整備）
- ・学校施設や庁舎等の公共施設の耐震化の推進
- ・広域避難場所の整備

重点プロジェクト8 「水辺と文化の回廊づくり」

新市を取り巻く豊富な水辺環境の保全に努めるとともに、河川沿いに散策路などを整備し、水と緑に親しめる市民の憩いの場を“水辺の回廊”としてネットワーク化を図ります。

また、多様な文化拠点施設・設備の整備・充実を図るとともに、ウォーキングロードやアートエリアロード、さらに情報技術を活用した相互のネットワーク化を進め、誰もが気軽に文化・生涯学習活動を楽しむことができる場を“文化の回廊”として整備します。

【主要事業】

- ・河川沿いの公園・散策路の整備
- ・ウォーキングロードの整備
- ・アートエリアロードの整備
- ・文化拠点施設の整備・ネットワーク化事業

重点プロジェクト9 「自立自治体づくりのための行動・実践システムづくり」

市民と行政が、地方自治法に則って、互いに自らの役割と責任を果たすとともに、相互の連携を通じて自立したまちづくりを推進します。そのため、IT

技術等を活用した積極的な情報公開を通じて市民と行政の双方向による情報共有を進め、透明性の高い開かれた行政の推進に努めます。また、多様な市民やNPOの参加によるまちづくり活動を支援するとともに、行政との協働による自立・効率的なまちづくりを実践するための具体的な参画システムの構築を推進します。

【主要事業】

- ・行政・団体・市民の自立へのプログラムの策定
- ・電子市役所、電子自治体の推進
- ・公開度日本一を目指す情報公開制度の確立
- ・全市民まちづくり参画・協働システムの構築

7. 新市における愛知県事業の推進

愛知県は、新市の施策と連携しつつ、次に掲げる事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、愛知県は、市町村合併特例交付金により新市に対する財政的支援を行います。

なお、新市としては、下記事業のほか、愛知県が行う交番整備など、新市における様々なまちづくりのための事業についても、愛知県と緊密な連携を図りながら、引き続き促進するよう努めます。

主要事業名	事業概要
治水対策事業 (河川改修事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○一級河川中江川改修の検討 ○一級河川五条川（生田橋架替関連）改修の推進 ○一級河川新中江川改修の検討 ○一級河川鴨田川改修の推進 ○一級河川水場川（新川合流部以北）改修の推進
道路・街路整備事業 (街路事業) (自歩道整備事業) (交差点改良事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○名鉄犬山線周辺の面的整備と一体的施行となる鉄道との立体交差化事業の検討 ○県道西春停車場線（都市計画道路西春駅西線）の整備 ○県道名古屋豊山稲沢線の自転車歩行者道整備の検討 ○主要地方道春日井稲沢線の主要な交差点の整備の推進・検討
橋梁整備事業	○片場大橋架け替え事業の検討
下水道整備事業	○新川東部流域下水道（終末処理場及び幹線管渠）の整備の推進
農業基盤整備事業	○水質保全対策施設（合瀬川地区）の整備

8. 公共施設等のあり方

既存の公共施設については、現行の機能を維持しつつ、耐震化、バリアフリー化及び保安対策等を進めるなかで有効活用を図り、市民の誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

市民のニーズに対応して新たな施設整備を進めるにあたっては、財政事情を考慮しながら施設の必要性や効果を十分に検討するとともに、既存施設との整合を図るなかで利用状況を踏まえながら統廃合も検討し、効率的かつ合理的な整備に努めます。

新市の庁舎については、現在の師勝町役場及び西春町役場を同格の本庁舎として有効に活用するとともに、市民サービスが低下しないよう十分配慮し、耐震化等の必要な整備を図ります。

なお、将来新庁舎を建設する場合には、市民の意向や財政事情を踏まえて、災害対策等の機能を考慮した新庁舎のあり方、市民サービスのあり方を十分検討し、過大な規模にならないよう配慮します。

9. 財政計画

新市における財政計画は、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績及び経済情勢等を勘案し、合併後の15年度間について普通会計ベースで推計したものです。

作成にあたっては、合併に伴う節減経費や国及び県による財政支援等を反映させています。

項目の主な内容は以下のとおりです。

1 歳入

(1) 地方税

現行の制度を基本として、過去の実績及び人口推移等を考慮して推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、平成25年度現在の制度に基づき、算定の特例（合併算定替）の適用を前提にして、合併補正、合併特例債償還に伴う基準財政需要額への算入を見込んで推計しています。

また、特別交付税は、合併に伴う財政措置を見込んで推計しています。

(3) 国庫支出金及び県支出金

過去の実績推移を踏まえて推計し、市制施行に伴う生活保護費負担金の影響や合併に係る財政支援措置等を見込んでいます。

(4) 地方債

過去の実績推移を踏まえて推計し、通常の建設事業に充てる起債や減税補てん債、臨時財政対策債のほか新市建設計画の主要事業の財源として、合併特例債を見込んでいます。

2 歳 出

(1) 人件費

合併に伴う特別職や議員等の人件費削減効果を見込んで推計しています。また、一般職職員については退職者の補充を抑制することによる削減を見込んで推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績推移を踏まえ、市制施行に伴う生活保護費等の増額を見込んで推計しています。

(3) 公債費

平成 24 年度までに借り入れた地方債に係る元利償還金予定額を基礎とし、平成 25 年度以降の地方債として見込んだ額に係る元利償還金予定額を加えて推計しています。

(4) 物件費

過去の実績推移を踏まえ、合併後の統合による経費節減効果等を見込んで推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績推移を踏まえ、一部事務組合への負担金の増減等を見込んで推計しています。

(6) 繰出金

過去の実績推移を踏まえ、下水道事業に係る特別会計等について、今後の事業進捗の予定を見込んで推計しています。

(7) 普通建設事業費

財政全体の推計額を基礎として、普通建設事業に充てる経費を推計しています。

〔歳入〕

(単位：百万円)

項 目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地 方 税	11,815	12,780	13,025	12,460	12,457	12,386	13,105	12,543	12,856	12,441	12,571	12,579	12,588	12,596	12,605
地 方 譲 与 税	833	252	241	227	220	214	200	205	189	189	189	189	189	189	189
利 子 割 交 付 金	45	62	60	52	50	42	34	32	32	32	32	32	32	32	32
配 当 割 交 付 金	47	53	28	22	27	29	32	29	69	69	69	69	69	69	69
株式等譲渡所得割交付金	48	43	10	11	9	7	7	7	11	11	11	11	11	11	11
地方消費税交付金	800	785	726	774	773	764	768	800	965	1,066	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071
自動車取得税交付金	286	248	214	128	106	87	117	113	46	23	0	0	0	0	0
地方特例交付金	349	90	180	195	163	193	65	63	70	65	65	65	65	65	65
地 方 交 付 税	904	758	921	742	1,130	1,359	1,595	1,400	1,252	1,294	1,358	1,381	1,398	1,472	1,501
交通安全対策特別交付金	19	19	17	17	16	16	17	16	17	17	17	17	17	17	17
分担金及び負担金	17	21	7	33	37	28	9	43	134	43	43	43	43	43	43
使用料及び手数料	585	605	622	576	693	701	712	747	733	750	750	750	750	750	750
国 庫 支 出 金	1,333	1,609	1,912	2,815	3,187	2,992	2,629	2,869	3,196	3,423	3,402	3,347	3,347	3,347	3,347
県 支 出 金	984	1,097	1,212	1,193	1,556	1,272	1,318	1,326	1,592	1,619	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638
財 産 収 入	37	42	44	47	65	27	77	54	35	77	77	77	77	77	77
寄 付 金	2	3	2	3	3	4	5	1	1	5	5	5	5	5	5
繰 入 金	409	157	202	1,006	15	107	130	406	1,009	902	296	122	383	436	786
繰 越 金	1,138	1,587	894	1,094	1,228	1,188	762	601	501	600	600	776	785	795	802
諸 収 入	693	703	845	794	787	828	839	794	849	864	878	892	907	922	937
地 方 債	2,289	1,081	1,110	1,592	2,068	1,534	2,443	3,981	3,278	5,035	2,987	2,800	2,800	2,966	2,805
合 計	22,633	21,995	22,272	23,781	24,590	23,778	24,864	26,030	26,835	28,524	26,059	25,864	26,174	26,501	26,749

〔 歳 出 〕

(単位：百万円)

項 目	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
人 件 費	4,021	3,941	3,883	3,872	3,916	3,894	3,828	3,752	3,726	3,769	3,782	3,791	3,790	3,804	3,794
扶 助 費	2,458	2,857	2,998	3,273	4,546	4,992	5,075	5,425	5,617	5,799	5,927	5,927	5,927	5,927	5,927
公 債 費	900	1,016	1,099	1,268	1,391	1,456	1,400	1,609	1,731	1,719	1,902	2,165	2,415	2,667	2,855
物 件 費	3,986	4,144	4,142	4,345	5,445	5,300	5,137	5,473	6,188	5,816	5,823	5,830	5,837	5,844	5,851
維 持 補 修 費	74	74	61	64	61	60	58	61	64	60	60	60	60	60	60
補 助 費 等	2,853	2,764	2,952	4,236	2,443	2,308	2,298	2,413	3,001	2,567	2,547	2,566	2,566	2,566	2,566
繰 出 金	1,797	2,106	2,000	2,302	2,194	2,446	2,658	2,915	2,962	3,102	3,303	3,364	3,418	3,472	3,535
積 立 金 ・ 予 備 費	753	916	633	45	377	166	1,191	39	39	908	8	8	8	8	8
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	205	201	269	201	201	189	163	153	153	153	153	153	153	153	153
普 通 建 設 事 業 費	3,999	3,081	3,141	2,947	2,829	2,221	2,327	4,190	3,354	4,631	2,554	2,000	2,000	2,000	2,000
合 計	21,046	21,100	21,178	22,553	23,403	23,032	24,135	26,030	26,835	28,524	26,059	25,864	26,174	26,501	26,749